

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																											
関西医療学園専門学校	昭和32年5月13日	武田 大輔	〒558-0011 大阪府大阪市住吉区苅田6-18-13 (電話) 06-6699-2222																											
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																											
学校法人関西医療学園	昭和55年5月8日	武田 大輔	〒590-0482 大阪府泉南郡熊取町若葉2-11-1 (電話) 072-453-8251																											
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																										
医療	医療専門課程 (職業実践専門課程)	柔道整復学科	平成7年文部科学省 告示第7号	—																										
学科の目的	学校教育法及び柔道整復師法に関する法律に基づき、柔道整復師に必要な専門的知識及び技術を教授し、資格の取得のみならず心豊かな人間性と確かな実践力を身に付けた医療人を、育成並びに社会に貢献できる人材として輩出することを目的とする。																													
認定年月日	平成27年2月25日																													
修業年限	昼夜	講義	演習	実習	実験	実技																								
3 年	昼間	2775	1965	0	180	0	630																							
生徒総定員	生徒定員	留学生数(生徒定員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																									
180	84	0	9	18	27																									
学期制度	■前期: 4月 1日～ 9月30日 ■後期: 10月 1日～ 3月31日		成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 試験を主として総合的に評価し、100点満点中60点以上を																										
長期休み	■学年始: 4月 1日 ■夏 季: 8月 1日～ 8月31日 ■冬 季: 12月26日～ 1月 6日 ■学年末: 3月31日		卒業・進級 条件	卒業条件は、出席を満たすと同時に、定期試験・卒業試験等すべての科目の単位修得を条件とする。 進級条件は、出席を満たすと同時に、進級試験に合格し、未修得単位20単位以下を条件とする。																										
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任・副担任との個別面談を行い、未改善の学生は保護者との面談を行う。		課外活動	■課外活動の種類 ■サークル活動: 有																										
就職等の 状況※2	■主な就職先・業界等(令和元年度卒業生) 整形外科、病院、診療所 ■就職指導内容 業界説明会、進路調査アンケートの実施及び就職相談窓口対応 ■卒業生数 19 人 ■就職希望者数 11 人 ■就職者数 11 人 ■就職率 100 % ■卒業生に占める就職者の割合 : 57.89473684 % ■その他 ・進学者数: 0人 (令和 元 年度卒業生に関する 令和2年5月1日 時点の情報)		主な学修成果 (資格・検定等) ※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和元年度卒業生に関する令和2年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th><th>種</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道整復師</td><td>②</td><td>19人</td><td>11人</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	柔道整復師	②	19人	11人																
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																											
柔道整復師	②	19人	11人																											
中途退学 の現状	■中途退学者 7 名 ■中退率 8.6 % 平成31年4月1日時点において、在学者81名(平成31年4月1日入学者を含む) 令和2年3月31日時点において、在学者74名(令和2年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更、経済事情、学業成績の不振 ■中退防止・中退者支援のための取組 担任・副担任・チューターによる定期的な個別面談																													
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 特待生制度 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 11名																													
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																													
当該学科の ホームページ URL	URL: http://www.kansai-iryo.ac.jp																													

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。
(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。
③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賞金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

柔道整復師に係る学校養成施設指定規則等の関係法令に基づき、教育内容や教員資格は厳格に定められている。本校ではより専門的な知識と実践的な技術を教授できるように企業その他医療機関と連携し、教育課程を編成する上で意見を十分に活用し取り組むことを基本方針としている。これに伴い、定例で月1回、教員間で会議を開催し、授業内容や学生状況等について報告及び検討をしている。そこでは兼任教員からの意見を十分に取り入れ、カリキュラム編成、授業内容の改善及び学生指導等に活かしている。特に教育課程の編成においては企業等と連携する教育課程編成委員会を設置し、教育内容の確認と効果を評価した上で、より実践的な教育課程の編成及び教育内容の充実を目的として、教育水準の維持向上を目指している。本校の教育理念である「心豊かな人間性と確かな実践力を身につけた医療人を育成並びに社会に貢献できる人材を輩出すること」を達成するため、企業等と連携する教育課程編成委員会からの意見を十分に活用し改善に取り組むこととする。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

教育課程編成委員会委員は学校法人関西医療学園 関西医療学園専門学校の教職員と企業関係者等の外部役職員から構成し、互いの意見を十分に活かし、より充実した教育課程の編成を協力して行うものとして位置付ける。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
武 田 大 輔	関西医療学園専門学校	1年	
廣 岡 聡	関西医療学園専門学校	1年	
武 田 貴 司	関西医療学園専門学校	1年	
森 岡 泰 之	関西医療学園専門学校	1年	
徳 田 明 也	関西医療学園専門学校	1年	
山 本 博 司	公益社団法人 全日本鍼灸学会	1年	②
高 岸 美 和	一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会	1年	②
辻 村 英一郎	辻村内科循環器科	1年	③
川 崎 勝 巳	川崎針灸院	1年	③
門 脇 伸 幸	かどわき接骨院	1年	③
田 中 理 光	田中整骨院	1年	③
織 田 明	株式会社 ワールド	1年	③

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

毎年、9月と2月(又は3月)の2回で開催を実施するものとする。
今年度は令和2年9月5日と令和3年2月27日に開催予定である。
但し、委員会委員が緊急に教育課程の改善が必要であると判断した場合は、随時、委員会を開催することができるような体制をとる。

(開催日時)

第1回 令和2年9月5日 14時00分～14時45分

第2回 令和3年2月27日 14時00分～15時00分(予定)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

令和2年9月5日(土)14時20分から14時45分

委員会で提案された内容は本年度及び次年度の教育課程に活用できる改善点等を精査して、次回委員会で報告する。

- ・本年度に新教育課程のカリキュラムが完成年度を迎える中で、コロナ禍による授業の進捗状況及び教育環境設備(換気等)に関する確認があった。

これについては、現行の校舎内の環境設備を活用して可能な範囲で遠隔授業を実施に努め、段階的に円滑に授業の実施していくためにネットワーク環境設備及び遠隔授業に係る教室の整備、端末機器(PC)の貸し出し対応、教室の換気・マスクやフェースシールドの着用・生徒職員の手指消毒の推進、第2波、第3波に備えた感染者・濃厚接触者発生時の対応フローチャートを作成したこと、出席停止に関する指針を作成したことを報告した。

今後も、引き続き対応策を検討して取り組みに努める。

- ・学生生活全般に関する感染予防の指導(食事や飲み会の制限)について確認があった。

厚生労働省から指針の基に新しい生活様式の指導していることを説明した。これからも学内、学外を問わず指導に努める。

令和3年2月27日(土)14時開催予定

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

関係法令に定められた授業内容において、医学知識、治療技術及び臨床実習等の医療人として必要な素養を修得した上で、企業等と連携して卒業後に即戦力として臨床の現場で活躍できる臨床家としての医療人を育成することが基本方針である。これに基づき兼任教員(企業との連携)の授業では、現場での知識・技術の習得が実習・演習に活かされている。その結果、卒業生においても整骨院、クリニック、病院等多数の就職に結びついている。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

科目の講師依頼の際、本校と企業等の兼任教員（非常勤講師）において講義内容及び範囲等の打合せを行い、その上で実習内容や学生の学習成果の評価方法・評価指標について説明及び調整を行う。講義期間内は、適宜必要に応じ、専任教員と兼任教員間で学生の授業の受講状況や内容の修得状況が把握できるよう情報交換を行っている。成績評価は前期、後期試験（一部科目は3回試験）を実施した上で評価する。

(3)具体的な連携の例

科目名	科目概要	連携企業等
柔整柔道実技	礼法、技の基本から実戦まで3年間を通じ心身を鍛錬することで、技術の修得と柔道整復師の自覚を身につける。	いのうえ接骨院
臨床実習	臨床現場に置いて、知識と技術および患者様への対応、コミュニケーション能力の育成、保険取扱に関する注意点と適応などを習得する。	有限会社 リセット ほんまち通り整骨院
臨床実習	物理療法機器のセッティングや取り扱い等を学び、実際の業務の流れや施術の過程等について学習する。	かどわき鍼灸整骨院
臨床実習	スタッフ間のコミュニケーションスキル習得や施術所での付帯業務、施術の手技を学び現場で役立つ能力を身につける。	たなか整骨院
臨床治療実技Ⅳ	実際の臨床現場での骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法、効率的な治療法、整復後の後療法などを学ぶ。	大出整骨院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

教職員は更なるスキルアップを目指し、学科全体で職能団体が開催する研修会、勉強会等並びに学会に参加し専門的知識、技術の修得に努める。

定期的に企業等の外部講師によるFD（SD）研修会に参加し、授業等に活用できるようスキルアップに活用している。また、各教員の役割に応じたFD研修会にも参加し個々のスキルアップにも活用している。加えて姉妹校による大学のSD研修等にも可能であれば積極的に参加している。

本年度は8月に数回に分けて「新型コロナウイルスに関する基礎知識」と題してSD研修を実施した。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修として職能団体が開催する教員研修会に組織的に参加している。研修をととして柔道整復師として専門的な知識を深め、技術面・技能面においてもその向上に努めている。

ただし、本年度も公益社団法人全国柔道整復学校協会の主催で開催予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。

②指導力の修得・向上のための研修等

指導力のスキルアップには企業関係者等の外部講師によるFD（SD）研修会に参加し、学生に対するコーチング及び学生指導等について個々の教員の質の向上を目的とする研修を行う。

本年度は令和2年4月11日から12日の2日間に渡り、講師の坂東弘康先生（一般財団法人日本教育推進財団会長）によるスキルアップ等について個々の教員の質の向上を目的に開催予定としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。

また、令和2年7月4日に教職員を対象に「ハラスメントに関する研修会」開催予定としていたが新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修規程に基づいて個々の教員に必要な研修を計画的に受講させることを計画している。専攻分野に関する知識、技術、技能を修得・向上するため、毎年8月に業界団体により、専門分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上と業界全体としての発展を掲げるための研修を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった。

②指導力の修得・向上のための研修等

指導力を修得・向上するため、毎年、企業関係者等の外部講師によるSD研修会（4月・7月）及びFD研修会（8月）の開催を学内で計画している。今後も多種多様な企業関係者等の外部講師による研修会を検討していく。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価は、学校評価を通じて学校と企業等の関係団体（業者団体）、卒業生及び保護者等がお互いに理解を深めることである。学校とそれに関係する人たちが理解を深め合うだけでなく、今後の学校の発展と向上のための協働作業である。学校評価は学校としての自己評価であるが、学校が行った自己評価に加え、企業等の関係団体（業者団体）、卒業生及び保護者等といった学校に関係する人たちの意見を参考にし、自己評価を客観的に判断していくことを基本方針とする。

学校関係者評価とは学生のことを考え、それぞれの立場、視点からよりよい学校づくりを目指すものである。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	建学の精神・教育理念・教育方針
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育目標・教育活動・人材育成
(4)学修成果	教育活動・教育成果
(5)学生支援	教育環境・教育成果・学生支援
(6)教育環境	教育環境・教育活動
(7)学生の受入れ募集	学生の募集と受け入れ
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献
(11)国際交流	教育環境

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価結果の活用は、学校と企業等の関係団体(業者団体)、卒業生及び保護者等がお互いに理解を深めることに大いに役立つと考えられる。学校とその他の関係者が理解を深め合うだけでなく、今後の学校の発展並びに学生のことを考え、それぞれの立場、視点から、信頼される開かれた学校の構築に役立てている。その結果、学校関係者評価は開かれた学校づくりに効果的で、本校の「社会に役立つ道」や「心豊かな人間性と確かな実践力を身につける医療人」を育てる教育に有効であると確信できた。

自己点検・評価の一環で授業アンケート評価を取り入れたことで、教員相互間の授業力を高める取り組みがなされている。また、同時に学生による教員に対する授業評価を進めており、教員及び学生評価結果は次年度に活用している。

自己評価を行うことは「学校力」を高めるために役立つと考えられる。特に教職員の学校運営業務に対する参画意識の向上に有効に機能している。課題として明確な点は、改善策を具体化するための年間学校評価計画を作成することである。その際、学校改善に向けた効果的・効率的な組織体制を構築することが必須条件である。

具体的には、本年度は次のとおりである。

令和2年9月5日(土)14時50分から16時20分

・本年度のコロナ禍による授業の進捗、教育環境設備等について、委員から確認があり、現段階の対策を説明したが引き続き対応策を検討していくこととする。

【活用】

現行の校舎内の環境設備を活用して可能な範囲で遠隔授業を実施しているが、段階的に円滑に授業を実施していくためにネットワーク環境設備及び遠隔授業に係る教室の整備など、第2波、第3波に備えていくこととする。

また、遠隔授業の実施に伴いタブレット・スマートフォンを活用した学習についても、今後検討していくこととする。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
一 谷 勇一郎	イチロー整骨院	1年	②企業等委員
大 石 雄 一	公益社団法人 奈良県柔道整復師会	1年	①関係団体
久 内 克 仁	株式会社 傳次郎	1年	②企業等委員
吉 備 登	卒業生	1年	④卒業生
橋 本 等	卒業生	1年	④卒業生
織 田 明	株式会社 ワールド	1年	②企業等委員
武 田 大 輔	関西医療学園専門学校(事務局)	1年	
廣 岡 聡	関西医療学園専門学校(事務局)	1年	
武 田 貴 司	関西医療学園専門学校(事務局)	1年	
森 岡 泰 之	関西医療学園専門学校(事務局)	1年	
徳 田 明 也	関西医療学園専門学校(事務局)	1年	

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生、校長等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <http://www.kansai-iryo.ac.jp/>

(関西医療学園専門学校ホームページ)

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

専修学校が学校教育法第42条、43条及び同法施行規則第66条、68条を準用し、学校自己評価の実施・公表は実施することが義務づけられた。これに伴い本校では平成17年度より「自己点検評価委員会」を立ち上げ、私立専門学校等評価研究機構の第三者評価事業が作成した自己点検ブック(私立専門学校等の自己点検・自己評価専門学校等評価基準)に基づいた自己点検を行い、今日に至るまで自己評価システムの構築と情報公開の普及活動を続けてきた。今後も開かれた学校づくりを基本方針に「学校関係者評価委員会」を設置し、更なる教育水準の向上に努める。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	建学の精神・教育目標・目的・人材育成等
(2)各学科等の教育	教育活動
(3)教職員	学校運営
(4)キャリア教育・実践的職業教育	教育成果
(5)様々な教育活動・教育環境	教育環境
(6)学生の生活支援	学生支援
(7)学生納付金・修学支援	学生支援
(8)学校の財務	財務
(9)学校評価	法令等の遵守
(10)国際連携の状況	
(11)その他	社会貢献

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

URL: <http://www.kansai-iryo.ac.jp/>
(関西医療学園専門学校ホームページ)

授業科目等の概要

(職業実践専門課程(職業実践専門課程) 柔道整復学科(昼間)) 令和2年度													
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時間数	単位数	授業方法			場所		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	
○			健康科学	食物摂取を消化・吸収と代謝や発揮される機能面から学び、「生きる」とはどういうことかを考える。また、適正な摂取の必要性および栄養と疾患の関係性を学ぶ。	1・通	45	3	○			○		○
○			生命科学	生命を営む人体構造、人体構造の巧緻性から生命への畏怖、命の尊さを学ぶことで、医療人としての知識と感性を身につけることを目的とする。	1・前	60	4	○			○		○
○			基礎法学	柔道整復師の医療保険の運用を法的な基礎知識、憲法、訴訟、患者との関係などについて学ぶ。	1・通	15	1	○			○	○	
○			情報科学Ⅰ	WordとExcelを基礎教材とし、基本的な能力を身につけ、応用できる能力の向上を目指す。	2・通	30	2	○			○		○
○			情報科学Ⅱ	各種健康保険制度の成り立ちや仕組みを踏まえ、保険請求方法の基本的な実務ができる能力を養う。	2・後	30	2	○			○		○
○			医療経営学	接骨医院経営に必要な実務を修得する。会計および簿記の学習も行い、「経営する」ことの理解を深める。また、開業時の準備等、経営者として必要な方法を身につける。	2・前	30	2	○			○		○
○			解剖学Ⅰ	医学を学ぶ上で基本かつ重要な人体構造について、知識の修得を目的とし、内臓、脈管、神経系を中心に、正常な形態を学ぶ。	1・通	90	6	○			○		○
○			解剖学Ⅱ	医学を学ぶ上で基本かつ重要な人体構造について、知識の修得を目的とし、運動器系を中心に、正常な形態を学ぶ。	1・前	60	4	○			○	○	
○			生理学Ⅰ	人体構造を機能面から学習する。正常な生命活動を営む個々の役割と系統的な仕組みについて理解できるようにする。	1・通	75	5	○			○		○
○			生理学Ⅱ	生理学Ⅰで学習した知識を基礎に、さらに人体構造を機能面から学習する。正常な生命活動を営む個々の役割と系統的な仕組みについて理解できるようにする。		75	5	○			○		○
○			運動学Ⅰ	運動の目的、神経構造、運動感覚、反射、姿勢、小児の運動発達など臨床に不可欠な分野を学習する。	2・前	15	1	○			○		○
○			運動学Ⅱ	各運動器の構造と機能を理解し、正常運動パターンを知ることによって人体における運動可動域を理解し習得する。	2・前	15	1	○			○	○	
○			病理学概論	疾病の発生要因と病態を把握できる能力を養うため、それに主眼を置いた病理学の知識を修得する。	2・通	60	4	○			○		○
○			リハビリテーション医学Ⅰ	リハビリテーション医療の概念を知る。評価法、理学療法アプローチを学ぶとともに臨床で活用できるよう、実践できる力も養う。	2・通	60	4	○			○		○

授業科目等の概要

(職業実践専門課程(職業実践専門課程) 柔道整復学科(昼間)) 令和2年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			リハビリテーション医学Ⅱ	高齢者は若年者に比べ運動機能の維持、回復は違ってくることを理解し、高齢者におけるリハビリテーションを実践できる知識を習得する。	2・通	30	2	○			○		○		
○			一般臨床医学(診察)	解剖学・生理学・病理学の知識を基に、疾病の病態を学び、症状や所見から判断できる観察力を養い、臨床の場で活用できることを目指す。	2・通	30	2	○			○			○	
○			一般臨床医学(内科)	日常遭遇する疾患に重点を置き、西洋医学の各疾患の知識を修得する。	2・前	30	2	○			○			○	
○			整形外科学	全身の運動器疾患を扱う整形外科において、あらゆる画像を用いて診断の仕方を学ぶ。また、整形外科特有の病態についても知識を深める。	3・前	30	2	○			○			○	
○			外科学概論	基本的知識および日常遭遇する可能性のある外科学疾患に注目し、理解を深める。また、医療人に必要な鑑別する力と救命処置の知識を習得する。	3・通	60	4	○			○			○	
○			整形外科学診断	身体部位別の疾患を通じ、整形外科学と柔道整復学との相互理解を深め、柔道整復術の向上を目指す。	3・通	30	2	○			○			○	
○			衛生学・公衆衛生学	健康の概念と健康を害する環境について学び、衛生行政・医療制度から健康を実現しようとする社会のあり方を理解する。	2・通	60	4	○			○			○	
○			医療法規	柔道整復師法にのみ留まらず、あらゆる法律を学ぶことで、社会に貢献するために法律上何が必要なのかを考える力を養う。	1・後	30	2	○			○		○		
○			柔道(講義)	柔道の歴史や理念、また礼法、立ち技・寝技の技術、形、ルールなどについて視聴覚教材などを用いて学習し、柔道整復師の起源である柔道について理解を深める。	1・2・前	45	3	○			○		○	○	
○			社会保障	医療費等の社会保障制度を理解させるとともに、様々な例題を用いて柔道整復師にとって必要な倫理観や患者への対応を学習する。	3・前	15	1	○			○		○		
○			柔整総論	柔道整復術の成り立ち、骨損傷、脱臼、捻挫、軟部組織損傷の基礎的知識と評価および指導管理の知識を修得する。	1・前	60	4	○			○		○		
○			柔整各論Ⅰ	物理療法などの基本的な知識や禁忌などについて学び、外傷後の後療法、外傷予防、指導管理などについて理解を深める。	1・通	15	1	○			○		○		
○			柔整各論Ⅱ	上肢帯、上腕近位部の骨折と鎖骨、肩関節部の脱臼について、発生機序から固定法までの理論を学習する。	1・通	15	1	○			○		○		
○			柔整各論Ⅲ	頭部・顔面・胸部の損傷について、発生機序から固定法までの理論を学習する。	1・通	15	1	○			○		○		

授業科目等の概要

(職業実践専門課程（職業実践専門課程） 柔道整復学科（昼間）） 令和2年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			柔整各論Ⅳ	上腕骨骨幹部から遠位部の骨折、肘関節部の損傷、肩部の軟部組織損傷について、発生機序から固定法までの理論を学習する。	1・通	45	3	○			○		○		
○			柔整各論Ⅴ	前腕部・手関節部の損傷について、発生機序から固定法までの理論を学習する。	2・通	30	2	○			○		○		
○			柔整各論Ⅵ	骨盤部・大腿部の損傷について、発生機序から固定法までの理論を学習する。	2・通	30	2	○			○		○		
○			柔整各論Ⅶ	下腿部・足関節部・足指部の損傷について、発生機序から固定法までの理論を学習する。	2・通	30	2	○			○		○		
○			柔整各論Ⅷ	手指部の損傷について、発生機序から固定法までの理論を学習する。また柔道整復術適応の臨床的判断、高齢者及び競技者の外傷予防技術などを学習する。	3・前	15	1	○			○		○		
○			救急医学	救急医療の知識を学び、業務範囲内における外傷の応急処置と臨床現場での判断能力を養う。	3・前	30	1	○			○			○	
○			臨床各論Ⅰ	運動器触療法、物理療法機器の取扱、柔道整復術適応の臨床的判断、医療用画像の理解など、臨床現場において実践的な知識の理解を養う。	3・前	30	1	○			○		○		
○			臨床各論Ⅱ	身体部位別の損傷を学び、各疾患の特徴を理解し、熟知することで臨床の現場において実践的なスキルと判断能力を養う。	3・通	60	2	○			○		○		
○			柔整総合学習Ⅰ	柔道整復師に必要な知識をあらゆる方向から学習し、網羅する。	2・通	60	2	○			○		○		
○			柔整総合学習Ⅱ	柔道整復師に必要な知識をあらゆる方向から学習し、網羅する。	3・通	270	9	○			○		○		
○			柔整特講	柔道整復師に必要な知識をあらゆる方向から学習し、網羅する。	3・後	240	8	○			○		○		
○			柔整柔道実技（柔道実技）	柔道整復師の基礎となる柔道を学べることにより人体の構造と機能を実際の人体に触れて体感して学び、柔道整復師としての基本姿勢を学習する。礼法、技の基本から実戦まで3年間を通じ心身を鍛錬することで、技術の修得と柔道整復師の自覚を学習する。	全・通	150	5			○	○		○	○	○
○			柔整実技Ⅰ	運動器系の疼痛に対する施術、肩部の痛みを訴える患者の診察、指導管理などについて理解し実際の臨床で活用できる能力を養う。	1・通	30	1			○	○		○		
○			柔整実技Ⅱ	鎖骨・上腕部の各損傷の特徴を理解し、整復と固定について熟知し実際の臨床で活用できる能力を養う。	1・通	30	1			○	○		○		

授業科目等の概要

(職業実践専門課程（職業実践専門課程） 柔道整復学科（昼間）） 令和2年度																	
分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携		
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任			
○			柔整実技Ⅲ	頭部・顔面・胸部各損傷の特徴を理解し、整復と固定について熟知し実際の臨床で活用できる能力を養う。	1・通	30	1			○	○		○				
○			柔整実技Ⅳ	上腕骨骨幹部から遠位部の骨折、肘関節部の損傷、肩部の軟部組織損傷の検査法、発生機序から固定法までの理論を学習する。	1・通	60	2			○	○		○				
○			柔整実技Ⅴ	コーレス骨折、肘関節脱臼、肘内障などの特徴を理解し、整復と固定について熟知し実際の臨床で活用できる能力を養う。	2・通	30	1			○	○		○				
○			柔整実技Ⅵ	大腿部・膝関節部の軟部組織損傷、発生機序から固定法までの理論を理解し、検査法と固定について熟知し実際の臨床で活用できる能力を養う。	2・通	30	1			○	○		○				
○			柔整実技Ⅶ	下腿骨骨折、下腿部、足部の軟部組織損傷の検査法、発生機序から固定法までの理論と実際の臨床で活用できる能力を養う。	2・通	30	1			○	○		○				
○			臨床治療実技Ⅰ	ストレッチ・あん摩・マッサージ・指圧の理論と実技を学ぶことで、柔道整復治療実技の基本手技と身体の使い方について理解し実際の臨床現場で活用できる能力を養う。	1・後	30	1			○	○			○			
○			臨床治療実技Ⅱ	骨折、脱臼における手技療法、運動療法、指導管理を実際の臨床で活用できる能力を養う。	2・通	30	1			○	○			○			
○			臨床治療実技Ⅲ	テーピングの目的を学び、スポーツ現場において受傷直後からリコンディショニング期に至るまで状況に応じた処置ができる能力を養う。	2・前	30	1			○	○			○			
○			臨床治療実技Ⅳ	実際の臨床現場での骨折、脱臼、軟部組織損傷の整復法、効率的な治療法、整復後の後療法などを学ぶ。	3・前	30	1			○	○		○	○	○		
○			包帯実技	軟性固定材料である包帯や三角巾を用い、上肢、下肢、体幹など各部位や骨折、脱臼、軟部組織損傷など臨床目的に合った固定方法の技術を身につける。	2・前	30	1			○	○		○				
○			柔整総合実技	高齢者及び競技者の外傷予防の実技、各損傷の整復法、固定法などを総合的に学習する。 骨折や脱臼など柔道整復術に適応する損傷に対して模擬的な実技を練習、試験し卒後現場で役立つ能力を養う。	3・通	90	3			○	○		○	○			
○			臨床実習 (学内・学外実習、救護実習)	臨床現場に置いて、知識と技術および患者様への対応、コミュニケーション能力の育成、保険取扱に関する注意点と適応など学習する。	全・通	180	4			○	○	○	○	○	○		
○			臨床実習 (学内・学外実習、救護実習)	物理療法機器のセッティングや取り扱い等を学び、実際の業務の流れや施術の過程等について学習する。						○	○	○	○	○	○	○	○
○			臨床実習 (学内・学外実習、救護実習)	スタッフ間のコミュニケーションスキル習得や施術所での付帯業務、施術の手技を学び現場で役立つ能力を身につける。						○	○	○	○	○	○	○	○
合計				55科目				2775単位時間			133単位						

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業条件は、出席を満たすと同時に、定期試験・卒業試験等すべての科目の単位取得を条件とする。進級条件は、出席を満たすと同時に、進級試験に合格し、未修得単位20単位以下を条件とする。	1 学年の学期区分	2期
	1 学期の授業期間	21週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。